

## 令和4年第4回伊賀市教育委員会 議事日程

令和4年3月18日 13:30～  
伊賀市役所 5階 会議室 501

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和4年第2回・第3回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第5号 教育委員会職員の任免等について

議案第6号 令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について

議案第7号 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

議案第8号 伊賀市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第9号 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第10号 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

日程第5 議案第11号 伊賀市地区公民館分館規則の廃止について

議案第12号 伊賀市公民館使用規則の廃止について

議案第13号 伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則の廃止について

議案第14号 伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則の一部改正について

議案第15号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第16号 伊賀市公民館運営審議会規則の一部改正について

日程第6 議案第17号 伊賀市指定有形文化財の指定について

日程第7 議案第18号 初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

日程第8 報告説明事項

① 令和4年第1回伊賀市議会（定例会）教育行政関係一般質問について

② 寄附について

- ③ 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について
- ④ 令和4年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について
- ⑤ その他

議案第5号

教育委員会職員の任免等について

教育委員会職員の任免等について、次のとおり承認を求める。

令和4年3月18日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

異動内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第6号

令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について

令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について、下記のとおり検討を求める。

令和4年3月18日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 提案理由

教育理念及び教育大綱の基本方針に則り、令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針を策定する。

2 提案内容

別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第7号

伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第5号）の一部正について、下記のとおり検討を求める。

令和4年3月18日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 行政組織の変更に伴い、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和4年4月1日

伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「課長」の次に「、室長」を加える。

第 3 条の表教育総務課の項に「総務係 政策係」を加え、第 2 項として次の 1 項を加える。

2 課の事務を分掌させるため、次の室を置く。

課	室
教育総務課	学校施設室

第 4 条第 1 項中「別表」の次に「第 1、室の分掌事務は別表第 2」を加える。

第 5 条第 1 項中「課長」の次に「、室に室長」を加え、第 2 項中「監、」を「監及び」に改め、「課」の次に「及び室」を加える。

第 6 条第 1 項第 2 号中「課長」の次に「及び室長」を、「それぞれの課」及び「他の課」の次に「及び室」を加え、同項第 6 号中「課」及び同条第 2 項中「課」の次に「及び室」を加える。

別表（第 4 条関係）教育総務課の項第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 17 号を 1 号ずつ繰り上げ、第 18 号から第 20 号までを削り、第 21 号を第 17 号とし、第 22 号を第 18 号とし、同表生涯学習課の項第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に第 3 号として「人権・同和教育に関すること。」を加え、同表を別表第 1（第 4 条関係）とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条関係）

室	事務分掌
学校施設室	(1) 学校施設の管理に関すること。
	(2) 学校施設及び設備の整備計画に関すること。
	(3) 学校施設の設計、監理及び営繕に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

伊賀市教育委員会会議規則の一部改正について

伊賀市教育委員会会議規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 2 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 行政組織の変更に伴い、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会会議規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「課長」の次に「、室長」を加え、「、地区公民館長」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第9号

### 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について

工事請負契約の締結（依那古小学校統合改修工事（建築主体工事））について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項により専決処分したので、同条第2項の規定により承認を求める。  
令和4年3月18日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

#### 1 専決処分理由

依那古小学校統合改修工事（建築主体工事）請負契約の締結に伴い、伊賀市議会への議案の提出が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。

#### 2 専決処分の内容 別紙のとおり

【議案第9号資料】伊賀市議会議案第49号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとする。

令和4年3月14日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 契約の目的 依那古小学校統合改修工事（建築主体工事）
- 2 契約金額 金156,530,000円
- 3 契約の相手方 伊賀市西明寺字中川原485番地の2  
山一建設株式会社  
代表取締役 河野 康之

議案第 10 号

伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例（平成 28 年 3 月 28 日条例第 8 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。  
令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由  
伊賀市いじめ問題専門委員会委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

議案第 11 号

伊賀市地区公民館分館規則の廃止について

伊賀市地区公民館分館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 28 号）の廃止について下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 地区公民館分館を廃止しようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市地区公民館分館規則を廃止する規則  
伊賀市地区公民館分館規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 12 号

伊賀市公民館使用規則の廃止について

伊賀市公民館使用規則（平成 24 年伊賀市教育委員会規則第 6 号）の廃止について  
下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 地区公民館及び分館を廃止しようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市公民館使用規則を廃止する規則  
伊賀市公民館使用規則（平成24年伊賀市教育委員会規則第6号）は、廃止する。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 13 号

伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則の廃止について

伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則（令和 2 年伊賀市教育委員会規則第 14 号）の廃止について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 廃止理由

伊賀市公民館条例の廃止に伴い、島ヶ原公民館に配置する伊賀市社会教育事業員の設置を廃止しようとする。

2 廃止内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則を廃止する規則  
伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則（令和2年伊賀市教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 14 号

伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則の一部改正について

伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則（令和 2 年伊賀市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- |   |      |                                 |
|---|------|---------------------------------|
| 1 | 改正理由 | 生涯学習推進体制の再編に伴い、職務等の内容を変更しようとする。 |
| 2 | 改正内容 | 別紙のとおり                          |
| 3 | 施行期日 | 令和 4 年 4 月 1 日                  |

伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則（令和2年伊賀市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市生涯学習支援員の設置に関する規則

第1条中「社会教育活動」を「生涯学習活動」に、「社会教育推進員」を「生涯学習支援員」に、「推進員」を「支援員」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「推進員」を「支援員」に改め、同条第1号中「公民館分館活動事業」を「住民自治協議会が行う生涯学習活動」に改め、同条第2号中「各公民館分館」を「地区市民センター等」に、「推進員」を「支援員」に改め、同条第3号中「その他教育委員会」を「前2号に掲げるもののほか、教育委員会」に改める。

第3条中「推進員」を「支援員」に、「22人」を「39人以内」に改める。

第4条及び第5条中「推進員」を「支援員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 15 号

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 6 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

#### 1 改正理由

地区市民センターにおいて、地区市民センター職員 2 人と生涯学習支援員が協力しながら市民サービスを提供する必要があるため、市長部局職員（地区市民センター職員）に生涯学習支援業務の補助執行を命じるため。また、社会教育分野における人権啓発・人権同和教育の推進には地域に根差した継続的な取り組みが必要であり、市長部局職員（上野支所を除く支所職員）に、人権同和教育業務の補助執行を命じるため、本規則の一部を改正しようとする。

#### 2 改正内容 別紙のとおり

#### 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第6号）を次のように改正する。

第2条第1項中「同表に掲げる」の次に「組織の」を加える。

別表中「補助執行職員」を「組織」に、「戸籍住民課」を「住民課」に、

「  
上野支所振興課 上野公民館分館における社会教育の推進に関する  
こと。」を

「  
地域連携部上野支所、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所  
地区市民センターにおける生涯学習の推進に関する  
こと。」

」に、

「  
伊賀支所振興課 (1) 学齢児童及び生徒の伊賀市立学校への転  
島ヶ原支所振興課 (編) 入学等に関すること。ただし、通学域外  
阿山支所振興課 入学の場合を除く。  
大山田支所振興課 (2) 人権同和教育研究協議会に関すること。  
青山支所振興課

」を

「  
地域連携部伊賀支所 (1) 学齢児童及び生徒の伊賀市立学校への転  
所、島ヶ原支所、 (編) 入学等に関すること。ただし、通学域外  
阿山支所、大山田 入学の場合を除く。  
支所及び青山支所 (2) 人権同和教育に関すること。

」

に改め、

「 伊賀支所住民福祉課 市立幼稚園の保育料の徴収に関すること。

島ヶ原支所住民福祉課

阿山支所住民福祉課

大山田支所住民福祉課

青山支所住民福祉課

」  
を削る。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 16 号

伊賀市公民館運営審議会規則の一部改正について

伊賀市公民館運営審議会規則（平成 29 年教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 生涯学習推進体制の再編に伴い、所掌事務の内容を追加しようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

伊賀市公民館運営審議会規則（平成 29 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正しようとする。

第 1 条中「第 11 条」を「第 4 条」に改める。

第 2 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 生涯学習推進体制に関すること。

第 5 条中「委員会」を「審議会」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

伊賀市指定有形文化財の指定について  
伊賀市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について伊賀市指定有形文化財への指定を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

指定を求める文化財

- ・市指定有形文化財【工芸品】 大村神社梵鐘  
(伊賀市阿保 1 5 5 5 大村神社)

## 議案第 18 号

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

#### 1 改正理由

現行規則において、使用の取消しや変更を行う申請様式が無かったため、その対応が可能となるよう規則の整備を行う。

#### 2 改正内容 別紙のとおり

#### 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年伊賀市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「使用の 7 日前までに」を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の申請書は、施設を使用しようとする日（2 日以上連続するときは、その初日）（以下「使用日」という。）の属する月の 2 月前の月の初日（休館日に当たるときは、その初日）から使用日の前日までの期間に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項第 2 号中「前号」を「前 3 号」に改め、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 使用開始日の 30 日前までに使用の取消しを申し出たとき。 全額

(3) 使用開始日の 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。 半額

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とする。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(使用の取消し又は変更の申請)

第 3 条 使用者が、使用を取り消し、又は使用許可の内容を変更しようとするときは、初瀬街道交流の館たわらや施設使用（変更・取消）許可申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、第 1 項の変更を承認したときは、初瀬街道交流の館たわらや施設使用（変更・取消）許可書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(使用期間)

第 4 条 使用施設等は、同一の者が引き続き 3 日を超えて使用することができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

【様式省略】

## 令和4年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2022年(令和4年)3月18日(金曜日) 14時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 5階 会議室 501
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、中岡社会教育推進監  
(生涯学習課長兼中央公民館長兼上野公民館長兼島ヶ原公民館長)、東教育総務課長、二井学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、奥井いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)、中原いがまち公民館長(兼上野図書館いがまち分館長)、福谷阿山公民館長(兼上野図書館阿山分館長)、円界大山田公民館長(兼上野図書館大山田分館長)、
4. 傍聴人 : 5人
5. 協議事項 : (議案第5号) 教育委員会職員の任免等について  
(議案第6号) 令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について  
(議案第7号) 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について  
(議案第8号) 伊賀市教育委員会会議規則の一部改正について  
(議案第9号) 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認について  
(議案第10号) 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について  
(議案第11号) 伊賀市地区公民館分館規則の廃止について  
(議案第12号) 伊賀市公民館使用規則の廃止について  
(議案第13号) 伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則の廃止について  
(議案第14号) 伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則の一部改正について  
(議案第15号) 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について  
(議案第16号) 伊賀市公民館運営審議会規則の一部改正について  
(議案第17号) 伊賀市指定有形文化財の指定について  
(議案第18号) 初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
6. 報告説明事項 : ① 令和4年第1回伊賀市議会(定例会) 教育行政関係一般質問について  
② 寄附について  
③ 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について

④ 令和4年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について

⑤ その他

閉会： 15時48分 署名委員 谷本委員

教育長

皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は小学校の卒業式でしたが、雨で残念でしたが執り行いました。中学校は先週でした。

ただいまから令和4年第4回の伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 谷本委員

教育長

日程第2 令和4年第2回、第3回伊賀市教育委員会議事録の確認についてですが、事前送付いたしました議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長

それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長

議事録は、事前送付の内容のとおりにすることといたします。

教育長

それでは、協議事項に入ります。

日程第3 議案第5号 教育委員会職員の任免等についてを議題といたします。

本議案につきまして、事務局長より説明をお願いします。

(事務局長説明)

教育長

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第5号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第5号は、可決いたしました。  
続きまして議案第6号 令和4年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定につ  
いてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員                   市民への周知はどのようにしていますか。

教育総務課長           市のホームページに掲載しています。また、関係機関には冊子を送付します。

教育長                   ほかにご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第6号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第6号は、可決いたしました。  
議案第7号 伊賀市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、議案  
第8号 伊賀市教育委員会会議規則の一部改正について、いずれも行政組織の  
変更に伴う一部改正となりますので一括議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第7号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第7号は、可決いたしました。  
議案第8号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第8号は、可決いたしました。  
続きまして議案第9号 工事請負契約締結議案に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第9号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第9号は、可決いたしました。

続きまして議案第10号 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。  
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 10 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 10 号は、可決いたしました。  
日程第 5 議案第 11 号 伊賀市地区公民館分館規則の廃止について、議案第 12 号 伊賀市公民館使用規則の廃止について、議案第 13 号 伊賀市社会教育事業員の設置に関する規則の廃止について、議案第 14 号 伊賀市社会教育推進員の設置に関する規則の一部改正について、議案第 15 号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、議案第 16 号 伊賀市公民館運営審議会規則の一部改正について、いずれも地区公民館、地区公民館分館の廃止及び、生涯学習推進体制の再編に伴う廃止及び一部改正となりますので一括議題といたします。

本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員                   議案第 14 号 3 条の委員の人数について、改正前は 22 人とされていて、改正後は 39 人以内となっていますが、この「以内」はどのような意味でしょうか。

生涯学習課長           住民自治協議会は 39 ですが、八幡については拠点とする地区市民センターがありませんので、現状は 38 の市民センターですが、39 になる可能性があるものとして 39 以内としています。

委員                   同じ議案で、推進員は 22 人のままですか。

生涯学習課長           社会教育推進員はなくなって、生涯学習支援員になりますので、今回改正する規則に則って運用します。

委員                   わかりました。これまで地区公民館が窓口であったものがこれからは生涯学習課になるということですか。地区公民館ですか。

生涯学習課長           これまで行っていた講座などは、地元の地区市民センターで受けていただけるような体制に変えていきますが、自治協の活動などは今後の協議の中で支援員もサポートしていけるのではないかと考えています。

委員                   今、そのような話し合いをする場はないので、雲をつかむような話に感じられるが、どのように進めるのか。

生涯学習課長           これからのことになるが、地域の中で自治協さんが主となり支援員がサポートさせていただきながら、活動の拠点が移動していくことになろうかと思えます。

委員                   皆、不安に思っているので分かりやすく進めてほしい。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 11 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 11 号は、可決いたしました。  
議案第 12 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 12 号は、可決いたしました。  
議案第 13 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 13 号は、可決いたしました。  
議案第 14 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 14 号は、可決いたしました。  
議案第 15 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 15 号は、可決いたしました。  
議案第 16 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 16 号は、可決いたしました。

日程第 6 議案第 17 号 伊賀市指定有形文化財の指定についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 今のご説明で新たに指定されたものとありましたが、今まで指定されなかった理由があるのでしょうか。

文化財課長 これまで梵鐘については整理ができておらず、今回古いものから整理していくとこれが3番目に古いということが分かりました。また、鑄造品については、工人は滋賀から来た人が担っている場合が多いのですが、この梵鐘は伊賀の人が作ったということも分かってきたことも大きな理由です。

委員 市の指定となると、修理なども市の予算になるのでしょうか。

文化財課長 指定文化財は補助金要綱で300万、2分の1を上限に補助することができるかとされています。お申し出があれば、協議の上でそういった補助も可能になります。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第17号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第17号は、可決いたしました。  
日程第7 議案第18号 初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、社会教育推進監から説明をお願いします。

(社会教育推進監説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 7日前までを2か月前とするのはなぜですか。

事務局長 これまで公民館で管理していましたが、これからは生涯学習課で管理をすることになりますが、鍵の開け閉めなどは阿保の市民センターに配置しました生涯学習支援員が行います。ですので、実質的な管理は支援員が行いますが、生涯学習課の管轄となりますので、ハイトピアの利用などのほかの施設に合わせた形で2か月前から前日までとしています。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 18 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 18 号は、可決いたしました。

日程第 8 報告説明事項に移ります。

教育長                   事項①番   令和 4 年第 1 回伊賀市議会（定例会）教育行政関係一般質問につ  
いて

学校教育課長           事項②番   寄附について

学校教育課長           事項③番   教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について

生涯学習課長           事項④番   令和 4 年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式につい  
て

事項⑤番   「その他」

教育長                   以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。  
事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

連絡：・次回、次々回教育委員会等の開催について

教育長                   それでは、これをもちまして、第 4 回定例会は閉会といたします。  
議事協力どうもありがとうございました。

15 時 48 分終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教    育    長

教    育    委    員